

中小企業魅力発信支援事業 実 施 要 領

第1 目的

この要領は、中小企業魅力発信支援事業の適正かつ円滑な実施を図るため、鹿児島県補助金等交付規則及び鹿児島県地域振興推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業主体

補助金の交付の対象となる者は、鹿児島地域（鹿児島市、日置市、いちき串木野市、三島村、十島村）に主たる事業所を有する中小企業者とする。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものは、補助対象者から除く。

- 1 次に掲げるいずれかに該当する大企業とみなされる中小企業者
 - (1)発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している中小企業者
 - (2)発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - (3)役員の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者
- 2 過去に本事業の補助金の交付を受けたことがある者

第3 事業の内容

対象事業は、以下に示す1から4までの要件のいずれにも該当する事業とする。

- 1 求職者へ企業の魅力を発信するための動画や資材を制作するなどの事業であること。
- 2 補助金の交付決定日以前に着手していない事業であること。
- 3 同一年度において、県の補助等を受けていない事業であること。
- 4 事業が令和8年12月25日（金）までに完了するものであること。

第4 事業企画書の提出

この事業を実施しようとする者は、事業企画書（別記第1号様式）を鹿児島地域振興局長に提出し、承認を受けるものとする。

第5 事業の承認

鹿児島地域振興局長は、第4により提出された事業企画書が、第3の事業の内容に合致し、事業の達成が確実と見込まれる場合は、別記第2号様式により承認を行う。

第6 補助金額

補助金額は、補助対象経費（消費税を除く）の2分の1以内で、25万円を上限とする。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

第7 補助金等交付申請書に添付すべき書類

要綱第5条第2項に定める補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- 1 事業計画書（別記第3号様式）
- 2 収支予算書（別記第4号様式）
- 3 県税の未納がないことの証明書

第8 補助金等変更申請書に添付すべき書類

要綱第8条第2項に定める補助金等変更申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- 1 事業変更計画書（別記第3号様式）
- 2 変更収支予算書（別記第5号様式）

第9 補助事業等実績報告書に添付すべき書類

要綱第11条第2項に定める補助事業等実績報告書に添付すべき書類等は、次のとおりとする。

- 1 事業実績書（別記第3号様式）
- 2 収支精算書（別記第6号様式）
- 3 支出を証する帳票等の写し
- 4 動画制作の場合はその動画
- 5 事業に関連する写真、資料等
- 6 事業成果調書（別記第7号様式）

第10 補助金の交付

要綱第13条第2項の概算払により交付することができる補助金の額は、要綱第7条の補助金交付決定通知書に記載する補助金の額の2分の1を上限とする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、鹿児島地域振興局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年5月14日から施行する。

この要領は、令和8年4月20日から施行する。